銀行・証券セクターの国際的な規制の動向 Vol.20

最近の規制動向（2026 年 9 月～10 月初旬）

==========

≪index≫

1. 米国金融当局によるサードパーティリスク管理に関するガイダンスの改訂案
2. 欧州におけるサードパーティリスク管理に関する最終ガイドライン
3. 金融庁による 2026 事務年度の金融行政方針
4. お問い合わせ先

==========

1. 米国金融当局によるサードパーティリスク管理に関するガイダンスの改訂案

米国の金融規制当局（FRB・FDIC・NCUA・OCC）は 2026 年 9 月 11 日に、サードパーティリスク管理に関するガイダンスの改訂案を公表した。これは、監督上の経験や金融機関等からのフィードバックを踏まえ、既存のガイダンスを廃止し、新たなガイダンスに置き換えることを提案するものである。なお、全銀行向けの新たなガイダンス案に加えて、連邦準備制度理事会（FRB）は伝統的なコミュニティバンク向けの別途のガイダンス案についても意見募集を行っている。

同当局は、従前の 2023 年のガイダンスで示した原則ベースやリスクベースの考え方は引き続き有効であるとしつつ、金融機関から寄せられた意見等を踏まえた 4 つの問題点を指摘している。具体的には、①ガイダンスの過度に広範な解釈、②個々のサードパーティとの関係がもたらすリスクに応じた管理の調整不足、③過度にプロセスを重視した管理の助長、④新興・革新的なサードパーティとの関係構築の抑制を挙げている。

これに対し、新たなガイダンス案は、①法的拘束力のない原則ベースのアプローチの確立、②リスクベースアプローチの重視、③サードパーティリスク管理に関する革新的アプローチの認識、を通じて従前のガイダンスの問題点に対応している。特に、原則ベースのアプローチを重視し、個々のサードパーティとの関係がもたらすリスクに応じた管理を求めている点が、改訂案の大きな特徴である。

今回のガイダンス案は、金融機関におけるサードパーティリスク管理に係る負担の軽減や、リスクに応じた管理の柔軟性向上につながる可能性がある。例えば、リスクの低いサードパーティとの関係については、デューデリジェンスや継続的なモニタリング等を簡素化する余地が広がると考えられる。米国で事業を展開する金融機関にとっては、既存のサードパーティリスク管理態勢を点検し、改訂案が示す考え方とのギャップを特定・評価した上で、必要に応じて管理態勢を見直すことが重要になるだろう。

2. 欧州におけるサードパーティリスク管理に関する最終ガイドライン

欧州銀行監督機構（EBA）は 2026 年 9 月 18 日に、非 ICT サービスに係るサードパーティリスク管理に関する最終ガイドラインを公表した。最終ガイドラインは、EU のデジタルオペレーショナルレジリエンス法（DORA）との整合を図る形で、2019 年の EBA の外部委託ガイドラインを改訂・代替するものである。最終ガイドラインは非 ICT サービスを対象とする一方、ICT サービスについては DORA の対象となる。両者を相互に補完させることで、ICT・非 ICT の双方を通じたサードパーティリスク管理の一貫性を確保することが意図されている。

最終ガイドラインは、サードパーティとの取決めについて、ライフサイクル全体を通じたリスク管理を求めている。具体的には、取決めの特定・重要性の評価、ガバナンス、契約締結前のリスク評価・デューデリジェンス、契約管理、再委託、継続的なモニタリング、文書化、退出戦略などについて、各段階における詳細な要件を定めている。特に、金融機関の重要な機能を支援する取決めに重点を置き、重要性やリスクに応じて管理の強度を調整する比例的なアプローチを採用している点に特徴がある。また、従来の外部委託管理を基礎としつつ、「外部委託」に限定されないより広範なサードパーティとの取決めを対象とするリスク管理へと枠組みを発展させている。

金融機関としては、米国をはじめとする他法域における同様の規制・監督見直しの動向も踏まえながら、グループ全体のサードパーティリスク管理の枠組みを点検することが重要になるだろう。特に、今回の改訂を踏まえ、新た

な概念・定義に基づくサードパーティとの取決めの特定・整理、重要な機能への該当性の再評価、DORA との適用関係の整理などについては、各金融機関において対応を検討する必要があると考えられる。

3. 金融庁による 2026 事務年度の金融行政方針

国内では、金融庁は 2026 年 9 月 15 日に、2026 事務年度の金融行政方針を公表した。今般の金融行政方針は、成長投資を支える金融機能の強化に加え、金融システムの安定や市場の公正性・透明性の確保に向けた重点的な施策を示している。

金融システムの安定等の確保に向けた取組みのうち、特に銀行については、金利環境の変化を踏まえた健全性監督の強化が重要なテーマであると考えられる。例えば、金融庁は、金利上昇や預金獲得競争に伴う金融機関の資金調達・運用の変化を踏まえ、資産・負債管理（ALM）や流動性・金利リスク管理の状況を確認する方針である。また、不動産、大口与信、海外ファンド、データセンター向けプロジェクトファイナンス等について、信用リスクや集中リスクの管理状況を重点的に検証する予定である。加えて、プライベート市場やノンバンク金融仲介（NBFI）の拡大等を踏まえ、そのリスク特性の把握を含めたモニタリングのあり方についても検討する方針を示している。

他方で、証券会社に関連するテーマとしては、例えば、資本市場の機能強化に向けた制度・規制の整備や市場監視機能・執行力の強化などが挙げられる。また、証券取引等監視委員会は、潜脱的な大量保有・買付や SNS を利用した無登録業、新たな形態の違反行為への監視・対応を強化する方針である。

このほか、金融機関における AI の健全な利活用の促進も重要な政策課題となっている。また、業界横断的な監督上の論点としては、金融犯罪対策、サイバーセキュリティ、サードパーティリスク管理などが挙げられる。特に、大手銀行・証券グループについては、グループ横断的なガバナンスやリスク管理態勢の実効性を検証する方針が示されている。

---

4. お問い合わせ先

勝藤 史郎

合同会社デロイト トーマツ

リスクアドバイザリー　リスク管理戦略センター

マネージングディレクター

〒100-8363　東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-1180　Fax: 03-6213-1085

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、（ www.deloitte.com ）をご覧ください。

本メールマガジンは皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (”Deloitte Global”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本メールマガジンをもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本メールマガジンにおける情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また Deloitte Global 、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本メールマガジンに依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.